

(一社) 島根県建築士会会長
(一社) 島根県建築士事務所協会会長
(一社) 島根県建設業協会会長
(一社) 島根県建築技術協会会長
(一社) 島根県住まいづくり協会会長
(一社) 島根県建築組合連合会会長
(一社) 島根県建築設備設計事務所協会会長
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長

様

島根県土木部長
(建築住宅課)
(公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に係る
確認申請の取扱いについて（通知）

平素より本県の建築行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、松江市を除く全域について、令和7年10月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）に基づく規制区域を指定して、その運用を開始する予定です。盛土規制法における当該規定は、建築基準関係規定であり、建築確認においてその適合が審査対象となります。

ついては、令和7年10月1日以降に建築工事に着手する工事の建築確認において、以下の書類を添付いただくようお願いいたします。

記

1. 建築確認申請に添付する書類

(1) 建築確認に係る建築行為等が規制対象工事※を伴う場合

- ・ 盛土規制法に基づく許可証（写）又は盛土規制法施行規則第88条に基づく証明書（写）

(2) 建築確認に係る建築行為等が規制対象工事を伴わない場合

- ・ 別添「申告書」

(3) 都市計画法に基づく開発許可を受けたことにより、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされる場合

- ・ 開発許可証（写）

(4) 国、県又は中核市（松江市）が行う工事で、島根県知事との協議が成立したことにより、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされる場合

- ・ 当該協議の回答書（写）

※規制対象工事については別紙1のとおり

2. 施行日前後の取扱いについて

盛土規制法に基づく規制区域の指定日（令和7年10月1日）以後に着工する建築工事について審査の対象とする。

※別紙2参照

担当

建築物安全推進室 建築法令係 原、金築

TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218

E-mail: kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp

盛土規制法に基づく規制対象工事について

盛土規制法に基づき、主な規制対象工事となるものは以下のとおり

・宅地造成等工事規制区域（松江市を除く）内における以下の工事

- 対象工事：①盛土で高さが1 m超の崖※を生ずるもの
②切土で高さが2 m超の崖※を生ずるもの
③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖※を生ずるもの
④盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超え、盛土又は切土をする標高差が1 mを超えるもの（①～④を除く）

・特定盛土等規制区域（松江市を除く）内における以下の工事

- 対象工事：①盛土で高さが2 m超の崖※を生ずるもの
②切土で高さが5 m超の崖※を生ずるもの
③盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖※を生ずるもの
④盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く）
⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m²超え、盛土又は切土をする標高差が1 mを超えるもの（①～④を除く）

※崖・・・地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

規制区域の詳細は島根県土木部都市計画課のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/bosai/moridokisei/>

施行日前後の取扱い例

CASE	区域指定日	盛土規制法の適合確認
① 区域指定日以前に 着工する場合		確認申請：審査しない 計画変更：審査しない 完了検査：審査しない
② 既に確認済証が交付 されている場合		確認申請：審査しない 計画変更：審査する 完了検査：審査する
③ 審査中の場合		確認申請：審査する 計画変更：審査する 完了検査：審査する

留意事項

- ・CASE②においては、計画変更又は完了検査申請時に盛土規制法に基づく許可手続き等が適切になされているかを確認する。
- ・CASE③においては確認申請の審査時に通知本文に記載した審査方法により適合を確認する。